

「均等割」と「所得割」について

- 均等割・・・税金を負担する能力のある方から均等に負担していただくものです。

年税額 一律 5,000 円（市民税 3,500 円、県民税 1,500 円）

居住自治体の公共サービスを受けるなるべく広い範囲の方から納めていただくよう、所得割と比べて課税対象者の範囲が広がっています。

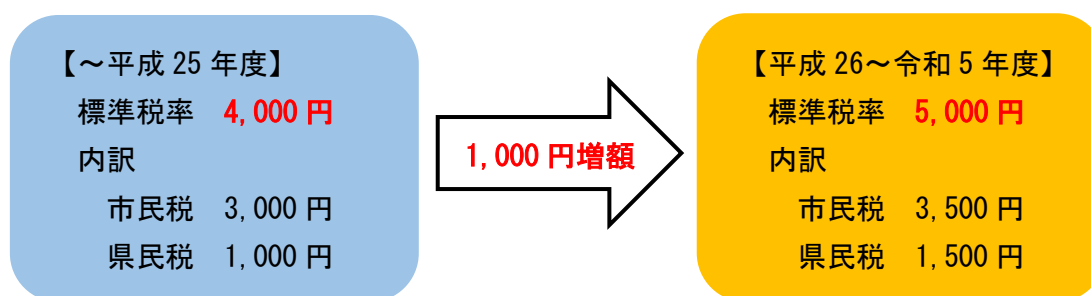
平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間、市民税・県民税の均等割が引き上げられています。これは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税臨時特例に関する法律」の施行に伴い、全国の地方公共団体が実施する防災対策に必要な財源を確保するために、臨時の措置として行われるものです。

●特例の内容について

各年度分の市民税・県民税について、均等割の年額は、標準税率 4,000 円に 1,000 円（市民税・県民税各 500 円）を加算した 5,000 円となります。

●特例の適用期間について

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間



- 所得割・・・個人の前年の所得に応じて負担いただくものです。

税額の計算方法は次のとおりです。

所得割額 = (所得金額 - 所得控除) × 税率 10% (市民税 6%・県民税 4%) - 税額控除